

「方式審査便覧」の改訂（案）に対する意見募集

平成31年2月1日
特許庁審査業務部
審査業務課

方式審査便覧は、特許庁の方式審査の基準・考え方をとりまとめ、方式審査の統一的運用及び出願人等に書類作成上の便宜を図ることを目的とするものです。

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）の一部の施行に伴い方式審査便覧の取扱いの明確化等に係る改訂を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見をいただきたく、下記の要領にて意見募集をいたします。

記

1. 意見募集対象及び改訂概要

項目	項目名	主な改訂内容
04.04 04.09 04.10 58.20	その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について 等	特許権の存続期間の延長登録出願について規定した特許法第67条等の改正について、経過措置の規定により、2020年3月9日以前の特許出願については、改正前の特許法第67条が適用されることから、改正前の条文を記載すると共に、その理由を注釈に記載する。
07.03	出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い（特）	指定立替納付者による納付制度が導入されることから、手数料の返還に係る取扱いについて追記する。
07.30 ～ 07.45 （削除）	手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い（特・実・商） 等	特許料等の軽減措置を全ての中小企業に導入されること及び産業技術力強化法等の規定の軽減措置を特許法に集約する法改正に対応するため、これらの項目を削除する。
07.50 ～ 07.64 （新規）	手数料等の減免の申請の取扱い（特） 等	特許料等の軽減措置を全ての中小企業に導入されること及び産業技術力強化法等の規定の軽減措置を特許法に集約する法改正に対応するため、これらの項目を新設する。

15. 20	不適法な出願書類等に 係る手続の却下の 取扱い	指定立替納付者による納付制度の導入及び 減免申請書は特許料納付書等と同時に提出 することが規定されることから、どのような 手続について却下するものとして取り扱う かを追記する。
16. 06 16. 07	設定登録の特許（登 録）料納付書の却下等 の取扱い 等	指定立替納付者による納付制度の導入に伴 い、どのような手続について却下するもの として取り扱うかを追記すると共に、納付書に 記載した減免申請に必要な事項等について 記載の不備がある場合を補充指令の対象と して追記する。
16. 08	商標権存続期間更新 登録申請書の却下等 の取扱い（商）	指定立替納付者による納付制度の導入に伴 い、どのような手続について却下するもの として取り扱うかを追記する。
113. 01 115. 01	予納制度 等	指定立替納付者による納付制度が導入され ることから、必要な修正を加える。 不適法な手続として却下処分を受けた手続 に係る手数料等であって、予納により納付し た手数料について、返還の請求を要しない手 続を明確化のため追記する。
115. 02 （新規）	指定立替納付者によ る納付制度	指定立替納付者による納付制度が導入にさ れることから、必要な手続等の取扱いを新設 する。
124. 01 書式20～24 60～63	特許法施行規則等で 様式を定めている手 続以外の手続を行う 場合の書式について 等	書式集を見直し、今後使用される見込みのな い書式を削除する。

<参考情報>

○ [方式審査便覧（平成30年11月公表版）](#)

2. 意見提出の締切日

平成31年3月2日（土）＊郵送の場合は同日必着

3. 意見提出要領

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、電話での意見提出は受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

<電子メールの場合>

電子メール：[お問い合わせフォーム](#)

件名を「方式審査便覧改訂（案）に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

FAX番号：03-3580-8016

特許庁審査業務部審査業務課基準班 宛

件名を「方式審査便覧改訂（案）に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁審査業務部審査業務課基準班 宛

件名を「方式審査便覧改訂（案）に対する意見」と明記してください。

4. 諸注意

(1) 意見記入要領

- ・提出していただく御意見は日本語に限ります。
- ・氏名、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）、職業（又は所属団体）を必ず明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。
- ・御意見の概要及び理由を御記入ください。

(2) その他

- ・皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。また、仮想事例を用いた御質問、本件方式審査便覧改訂（案）と関係しない御意見については、原則として回答いたしません。
- ・提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等をおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏させていただきます。

- ・御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。